

労働かながわ

2019 7・8月号
No.720

～かながわ しごと・技能体験フェスタ2019を開催します!～

小・中学生等を対象に、普段の生活では見ることや体験することができない、職人が持つ高い技能や技術を体験できる「参加・体験型イベント」を次のとおり開催します。みなさまのご来場をお待ちしています。

- ◆開催日時：7月20日(土)～21日(日) 10:00～16:00
- ◆会場：パシフィコ横浜 展示ホールD
- ◆主な内容：◇体験教室(ものづくり体験・しごと体験) ◇技能五輪紹介 ほか
- ◆問合せ先：神奈川県職業能力開発協会 かながわ技能振興コーナー ☎045-633-5403
詳しい情報はこちら <http://www.kanagawa-ginou.com/>

第17回 神奈川県障害者技能競技大会出場選手募集!

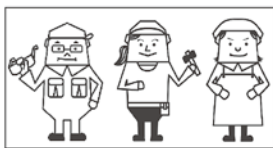
本大会は、障害のある方が日ごろ培った職業技能を互いに競い合うことにより、職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の方々が障害者雇用に対する理解と認識を深め、その雇用を促進することを目的として開催します。このたび出場選手を募集します!ぜひ奮ってご応募ください。

- 開催日：10月24日(木)・26日(土)(機械CAD競技のみ24日実施、それ以外の競技は26日に実施)
- 会場：神奈川県障害者職業能力開発校(相模原市南区桜台13-1)
- 競技種目：電子機器組立、ビルクリーニング、ホームページなど12種目
- 申込期間：7月1日(月)～31日(水)
- 詳細： <https://www.jeed.or.jp/location/shibu/kanagawa/>

- 問合せ先：(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構神奈川支部 高齢・障害者業務課 ☎045-360-6010
神奈川県産業労働局労働部産業人材課 技能振興グループ ☎045-210-5720

スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内

技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください!



会社を強くするスキル。

あなたを強くするスキル。

県立産業技術短期大学校や職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野のセミナーを開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、スキルアップセミナーをぜひご活用ください。ご希望の多い講座内容であらかじめ日程を設定して募集する「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じ開催する「オーダー型」の2種類のセミナーを実施しています。

【セミナー例】★工業技術分野「測定器の使い方」「機械CAD応用(2次元CAD編)」等 ★建築技術分野「建築CAD(中級)」「第三種冷凍機械責任者試験講習」等 ★社会サービス分野「介護福祉士試験準備講習」「調理技術の基本」等 ★管理・経営・階層別分野「現状打破のための企画力アップ講座(マーケティングの作法編)」等、様々なセミナーを実施しています。申込み方法や内容等についての詳細はホームページをご覧ください。スキルアップセミナーのホームページ …… <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/seminar/index.html>

問合せ先 神奈川県産業労働局労働部産業人材課 職業能力開発グループ ☎045-210-5715

主な内容

- かながわ しごと・技能体験フェスタ2019の開催 …… P.1
- 第17回 神奈川県障害者技能競技大会出場選手募集 …… P.1
- スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内 …… P.1
- 平成30年度 神奈川県労働相談の概況 …… P.2
- 働き方改革企業担当者交流会 …… P.3
- テレワーク体験セミナー及びテレワーク・デイズのご案内 …… P.3
- 神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金のご案内 …… P.3
- 障がい者雇用促進に向けたフォーラムの開催 …… P.4

平成30年度神奈川県労働相談の概況

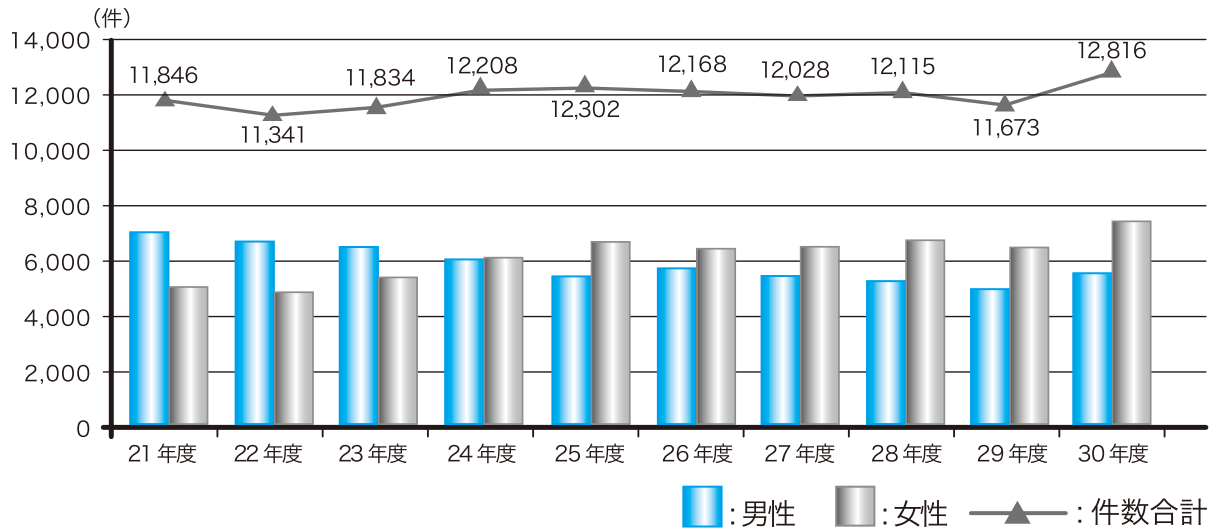
— 相談件数が増加、女性、非正規労働者からの相談は過去最多 —

県のかながわ労働センターに設置している労働相談窓口では、職場で起こる様々なトラブル等について、働く人たちや使用者からの相談に応じています。

このたび、平成30年度の労働相談の概況をとりまとめました。

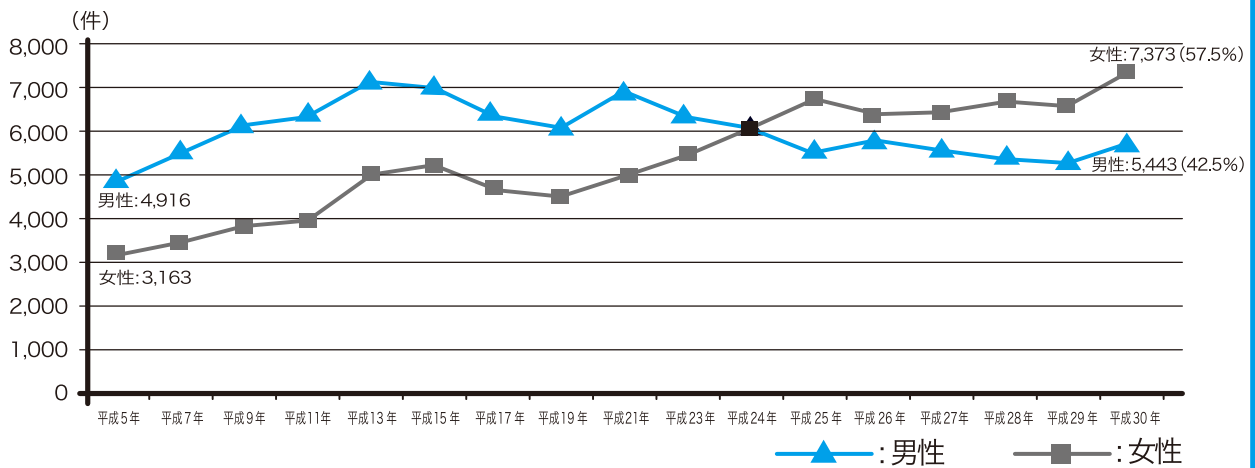
平成30年度の相談件数は12,816件で、前年度と比較すると1,143件、9.8%増加し、近年は1万2千件前後の高水準で推移している。

【相談件数の推移】



女性からの相談件数は、7,373件(12.7%増加)で、7年連続で男性を上回った。

【男女別相談件数の推移】



相談内容の上位3項目は「解雇・雇止め・退職」、「労働時間」、「賃金」。

内容別の相談件数は20,450件(※)であり、前年度に比べ1,443件、7.6%増加した。

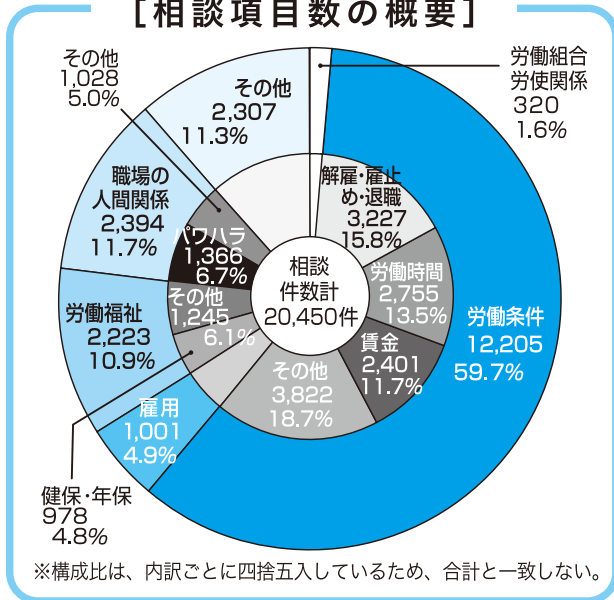
(※) 1件の相談で、複数項目にわたる相談があるため相談件数を上回る。

相談項目のうち、解雇や賃金、労働時間などの「労働条件」に係るものが12,205件と全体の59.7%を占めている。内訳は、「解雇・雇止め・退職」に関するものが3,227件(構成比15.8%)で最多、次いで、時間外労働や有給休暇などの「労働時間」に関するものが2,755件(同13.5%)、賃金不払いなど「賃金」に関するものが2,401件(同11.7%)の順となっており、この上位3項目で、相談項目全体の41.0%を占めた。また、「職場の人間関係」に関する相談は前年度と比べ12.7%増加した。

過去5年間の相談項目をみると、「解雇・雇止め・退職」「労働時間」「賃金」「職場の人間関係」が上位を占めている。

次ページへ続く ➡

【相談項目数の概要】



【年度別相談項目上位5位】

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談項目計(構成比)	18,492件 (100.0%)	19,242件 (100.0%)	18,973件 (100.0%)	19,007件 (100.0%)	20,450件 (100.0%)
1位	解雇・雇止め・退職 3,163 (17.1%)	解雇・雇止め・退職 3,159 (16.4%)	解雇・雇止め・退職 2,989 (15.8%)	解雇・雇止め・退職 3,002 (15.8%)	解雇・雇止め・退職 3,227 (15.8%)
2位	賃金 2,254 (12.2%)	労働時間 2,220 (11.5%)	労働時間 2,572 (13.6%)	労働時間 2,627 (13.8%)	労働時間 2,755 (13.5%)
3位	労働時間 2,211 (12.0%)	賃金 2,114 (11.0%)	賃金 2,149 (11.3%)	賃金 2,391 (12.6%)	賃金 2,401 (11.7%)
4位	職場の人間関係 2,054 (11.1%)	職場の人間関係 2,035 (10.6%)	職場の人間関係 1,914 (10.1%)	職場の人間関係 2,125 (11.2%)	職場の人間関係 2,394 (11.7%)
5位	雇用 1,024 (5.5%)	雇用 1,004 (5.2%)	健康保険・年金保険 1,176 (6.2%)	労働契約・採用 1,154 (6.1%)	労働契約・採用 1,190 (5.8%)

詳しくはこちらへ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/prs/r6844392.html>

働き方改革企業担当者交流会

近年、働き方改革等により、我が国の働きすぎの問題をどうにかしようとする機運が高まっています。何故、適切に休むことが重要なのか、近年注目される睡眠を切り口に、従業員のモチベーションや生産性の向上につながる働き方のために、勤務間インターバル、サイコロジカル・ディタッチメント、健康経営という視点から、科学的な知見を分かりやすく解説していきます。

日時：令和元年8月27日(火) 10:00～12:00

※働きながら不妊治療を受ける従業員は増加傾向にあるといわれています。そうした従業員への理解を深めていただくため、交流会の最初の10分間で県健康増進課より妊娠や出産の現状について情報提供します。

会場：かながわ県民センター 1501会議室 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 (横浜駅西口・きた西口より徒歩約5分)

講師：独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 上席研究員 久保 智英 氏

テーマ：「より良く働くための休み方マネジメント：巧みに休む工夫とは」

対象：県内事業所に勤務する人事労務担当者等 30名

※応募者多数の場合のみ抽選とし、ご参加いただけない方のみ1週間前にご連絡します。

申込：県のホームページから申込できます。 <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/koryukai/index.html>

締切：令和元年8月16日(金曜日)

※締め切り後も、空きがあればご応募いただけます。

問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 労政グループ ☎045-210-5746

《《 テレワーク・デイズのご案内 》》

政府は、東京都、経済団体等と連携し、令和元年7月22日から9月6日の期間を「テレワーク・デイズ2019」として全国一斉でのテレワーク実施を呼びかける国民運動を推進しています。東京都の「スムーズビス」の取組とも連携し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の交通混雑の緩和と、働き方改革の実現に向けたテレワークの全国的な定着を目指しています。

詳細はこちらをご覧ください。 <https://teleworkdays.jp/>

神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金のご案内

精神障がい者を雇用して1年以内の中小企業が、職場指導員を設置して、障がい者が職場に定着することができるよう配慮している場合に補助を行う、神奈川県独自の補助金です。

申請が可能な期間には制限がありますので、詳細は県ホームページをご覧ください。

■職場指導員とは？

特別な資格は必要なく、同じ企業の方で、障がい者が働きやすい職場環境を整える方(例：障がい者の上司)です。具体的には、雇用されている障がい者の職業生活等に関する相談にのったり、仕事の指導をする役割を担います。

■補助の内容

○補助期間：3年間 ○補助金額：1年目は月額3万円、2年目及び3年目は月額2万円

■主な補助対象条件

○中小企業であること ○主たる事業所(本社)が、神奈川県内に所在すること ○常時雇用する従業員の数が、45.5人以上100人未満であること ○一週間の所定労働時間が20時間以上の精神障がい者が1人以上在籍すること ○職場指導員を設置していること ○特例子会社でないこと

■問合せ先 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 障害者雇用促進グループ ☎045-210-5871

▶詳細、申請書類については県ホームページをご覧ください。 [神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金](#) 検索

障がい者雇用促進に向けたフォーラムを開催します

～進めよう障がい者雇用！ 障がい者が生き生きと働く職場を目指して～

県では、企業等の皆さま方が障がい者雇用に取り組む際の参考となるよう、基調講演や障がい者雇用に積極的に取り組む企業の雇用事例の発表などを行うフォーラムを開催します。

- 日 時：9月4日(水)13:00～16:30(開場 12:00)
- 会 場：はまぎんホール ヴィアマール
(横浜市西区みなとみらい3-1-1)
- 対 象：企業経営者、人事担当者、福祉施設・就労支援機関関係者など
- 定 員：450名
- 参加費：無料
- 問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用労政課
障害者雇用促進グループ ☎045-210-5871



昨年度のフォーラムの様子

▼詳細、参加のお申込みについては県ホームページをご覧ください。

神奈川県 障がい者雇用 フォーラム

かながわ労働情勢 4 5 月

I 主要労働団体の機関開催

■連合神奈川

【第365回 五役会、第338回 執行委員会】
4月23日、第365回 五役会、第338回 執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 政治活動の取組について
- 3 2019年度「個別労働紛争解決研修(基礎研修・応用研修)」の募集について
- 4 その他

【第366回 五役会、第339回 執行委員会】
5月28日、第366回 五役会、第339回 執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

【協議事項】

- 1 役員の変更、各種委員の推薦等について
- 2 第30回中央委員会の開催について
- 3 政治活動の取組について
- 4 その他

■神奈川労連

【第7回幹事会】4月10日、第7回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 第90回メーデーの開催について
- 2 19国民春闘における賃上げ回答
- 3 最低賃金の取組を進める実行委員会の立ち上げ
- 4 核兵器廃絶をめざす平和行進

【第8回幹事会】5月7日、第8回幹事会を

開催し、次のことを協議した。

- 1 19国民春闘の中間まとめ
- 2 5月から大会までの運動方針
- 3 最賃引き上げを求める署名の取組
- 4 春の組織拡大月間

II 主要労組の定期大会

■よこはまシティユニオン

よこはまシティユニオン(日和田典之執行委員長、約90人)は、4月20日、港湾労働者福祉センターにおいて、代議員、来賓等約60名が出席し、第22回定期大会を開催した。

【運動方針の要旨】

- 1 組織の強化拡大を図ろう
- 2 労働相談体制の強化を図ろう
- 3 争議対策を強化しよう
- 4 その他

【役員の名氏】

執行委員長 日和田 典之(全造船関東地協 労組 JFE 分会)

副執行委員長 持橋 多聞(全造船関東地協 労組 JFE・日本 鋼管 OB)

// 菊池 克仁(全造船関東地協 労組日本オート マチックマシン (JAM) 分会)

// 伊藤 明子(横浜市リハビリ

テーション事業団)

// 中村 一英(元全造船ジャスコ 分会)

III 使用者団体

■神奈川県経営者協会

一般社団法人神奈川県経営者協会(石渡恒夫会長、約400社)は、6月6日、ロイヤルホールヨコハマにおいて、第71回定時総会を開催した。

【議事】

- 1 2018年度事業報告および決算報告について
- 2 2019年度事業計画および収支予算について
- 3 その他

IV 労働福祉関係団体

■神奈川県労働者福祉協議会

神奈川県労働者福祉協議会(吉坂義正会長)は、5月21日、ワークピア横浜において、第50回定期総会を開催した。

- 1 2018年度活動経過報告
- 2 2018年度決算報告
- 3 2018年度会計監査報告
- 4 2019年度活動方針(案)
- 5 2019年度予算(案)
- 6 その他

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい 国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心!
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が4件(6件)、終結は2件(6件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが4件(9件)、終結は5件(12件)でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。 ※括弧内は、平成31年の累計件数です。

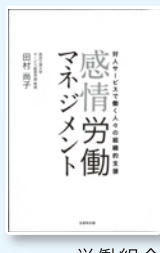
調整事件一覧(4・5月申請・終結分)

	事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
終結	平成31年(調)第2号事件	あっせん	労働組合	学校法人(教育、学習支援業)	平成31年3月5日	・団体交渉開催の促進 ・団体交渉ルールの策定	令和元年5月21日	打切り
	平成31年(調)第5号事件	あっせん	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成31年4月23日	・組合員の円満退職 ・パワハラ行為の中止	令和元年5月28日	解決
申請	平成31年(調)第3号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	平成31年4月3日	・組合員の運転業務への復帰		
	平成31年(調)第4号事件	あっせん	労働組合	株式会社(生活関連サービス業・娯楽業)	平成31年4月18日	・組合員の原職復帰		
	平成31年(調)第5号事件	あっせん	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	平成31年4月23日	・組合員の円満退職 ・パワハラ行為の中止		
	令和元年(調)第6号事件	あっせん	労働組合	医療法人(医療、福祉)	令和元年5月16日	・団体交渉開催の促進 ・団体交渉ルールの策定		

不当労働行為事件一覧(4・5月申立て・終結分)

	事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
終結(和解等)	平成30年(不)第20号事件	労働組合	株式会社(製造業)	平成30年10月4日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の掲示	平成31年4月22日	関与和解
	平成30年(不)第25号事件	労働組合	株式会社(複合サービス業)	平成30年12月20日	・組合員の解雇取消し、解雇から職場復帰までのバックペイ ・誠実団体交渉実施 ・陳謝文の掲示	令和元年5月8日	関与和解
	平成30年(不)第11号事件	労働組合	株式会社(製造業) 株式会社(製造業)	平成30年6月18日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の掲示	令和元年5月14日	関与和解
	平成28年(不)第20号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(運輸業、郵便業)	平成28年8月22日	・解雇撤回、原職復帰 ・バックペイ ・団体交渉応諾、誠実団体交渉実施 ・陳謝文の掲示	令和元年5月29日	一部救済
	平成30年(不)第9号事件	労働組合	株式会社(卸売業、小売業)	平成30年6月5日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の掲示	令和元年5月29日	棄却
申立て	平成31年(不)第6号事件	労働組合	株式会社(医療、福祉)	平成31年4月10日	・雇止めの撤回 ・バックペイ ・陳謝文の掲示		
	平成31年(不)第7号事件	労働組合	有限会社(サービス業) 有限会社(サービス業) 有限会社(製造業)	平成31年4月12日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の掲示		
	令和元年(不)第8号事件	労働組合	有限会社(サービス業) 株式会社(運輸業、郵便業)	令和元年5月14日	・団体交渉応諾 ・組合員の労働関係資料の提出 ・組合員に対する虚偽文書作成の指示及び組合に対する当該文書送付の禁止 ・直接交渉の禁止 ・陳謝文の掲示		
	令和元年(不)第9号事件	労働組合	株式会社(建設業) 株式会社(建設業) 株式会社(建設業)	令和元年5月15日	・団体交渉応諾 ・陳謝文の掲示		

図書紹介



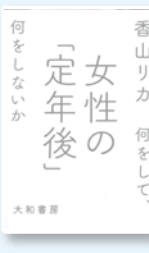
感情労働マネジメント

対人サービスで働く人々の組織的支援

田村尚子
出版社 生産性出版

「怒りが収まる」「満足感を得る」などの精神状態になってもらうため、相手に対応しながら自身の苛立ちなど感情を抑えてゆく職業努力することを「感情労働」と呼びます。顧客への気配りやおもてなしが一層求められる「感情労働」は、働く人に対して多かれ少なかれ、精神的負担を課すものです。感情労働の最前線の働くひとりのマネジメントをどのようにしてゆくのかが、組織としての支援を論じます。

労働組合



女性の「定年後」

何をしたいか

香山リカ
出版社 大和書房

男性の「定年」は、職場からの退職とイコールにとらえられるが、「女性の定年」には「女であることの定年」というニュアンスも含まれる? 人生にひと区切りのついた女性たちの悩みや不安を、労働・老い・恋愛事情・おひとりさまの不安・家の問題・健康法などさまざまな面から、ケーススタディを交え、精神科医が考察する。

シリーズ 実務に役立つ労働判例

コンビニ店員へのセクハラ行為を理由とする停職処分の効力

A市(セクハラ・停職)事件 最高裁第3小法廷平30.11.6労経速2372号3頁

1 事実の概要

本件は、A市(1審被告、控訴人、上告人)の男性職員であるX(1審原告、被控訴人、被上告人)が、平成26年9月30日の勤務時間中に、買い物に訪れたコンビニエンスストアB(以下、B店)の女性従業員Cに対して、Cの手を取って自分の股間に接触させるなどの行為(行為①)を行ったことを理由に、停職6か月の懲戒処分(以下、本件処分)を受けたところ、A市を相手に、その処分の取消しを求めた事案です。

Xは、平成22年ころから勤務時間中にA市の市章のついた制服(作業着)を着用したまま頻りにB店を利用し、女性従業員になれなれしく接し、店の商品(飲み物等)を買い与えることがある一方で、手を握る、胸を触る、男性の裸の写真を見せる、胸元をのぞき込む、「制服の下、何つけとん」「胸が揺れとる。何カッパや」等と発言をすることがあり(行為②)、これを苦に退職した者もいました。B店のオーナーはXの言動について従業員から頻りに苦情を受けていましたが、商売に差しさわりのないよう問題にすることは控えていました。

しかし、行為①の内容はあまりにひどいと思い、オーナーはその日のうちにA市に苦情を申し入れました。Xの上司は行為者がXであることを認識したものの、オーナーが処分は求めていなかったことなどから、Xに事情聴取等を行いませんでした。しかし、1か月後に行為①が新聞報道されたのを受けて、A市はXに事情聴取した上で本件処分を行ったのです。

1審(神戸地判平28.11.24労経速2372号9頁)は、CがXと顔見知りで身体接触について渋々ながら同意していたとし、Xの行為①はそれ自体悪質で、Xが以前からB店において迷惑行為を行い、反省の態度が十分でないことを勘案しても、停職6か月という懲戒処分は重すぎるとして、本件処分を取り消しました。A市が控訴しましたが控訴審(大阪高判平29.4.26労経速2372号6頁)も、1審判決を維持したので、A市が上告しました。

2 判旨

原判決破棄、第1審判決を取り消す。

(1)行為①について、XとCは客と店員の関係にすぎないから、Cが終始笑顔で行動し、身体的接触に抵抗を示さなかったとしても、それは、客との間のトラブルを避けるためのものであったとみる余地があり、身体的接触についての同意があったとして、これをXに有利に評価することは相当でない。

C及びオーナーがXの処罰を望まないとしても、それは、事情聴取の負担や本件店舗の営業への悪影響等を懸念したことによるものとも解される。さらに、身体的接触を伴うかどうかはともかく、Xが以前からB店の従業員らを不快に思わせる不適切な言動をしており(行為②)、これを理由の一つとして退職した女性従業員もいたことは、本件処分の量定を決定するに当たり軽視することができない事情というべきである。

行為①が勤務時間中に制服を着用してされたものである上、複数の新聞で報道され、A市が記者会見をしたことからすると、行為①により、A市の公務一般に対する住民の信頼が大きく損なわれたというべきであり、社会に与えた影響は決して小さいものということとはできない。

行為①が、客と店員の関係にあって拒絶が困難であることに乗じて行われた厳しく非難されるべき行為であって、Aの公務一般に対する住民の信頼を大きく損なうものであり、また、Xが以前から同じ店舗で不適切な言動(行為②)を行っていたなどの事情に照らせば、本件処分が重きに失するものとして社会観念上著しく妥当を欠くものであるとまではいえない。

3 解説

本件は、市の職員が勤務時間中に制服を着用したままで、コンビニエンスストアの女性従業員に対し、性的な言動(セクハラ行為)を行ったことを理由とする懲戒処分(停職6か月)が争われた事案であり、最高裁は、本件処分はA市の裁量権の逸脱・濫用には当たらないとしました。セクハラ被害者から明確な拒否の姿勢を示されていないとしても同意があったとはいえないとして、セクハラ加害者に対する停職処分等を有効とした例としてはL館事件(最高裁第1小法廷平27.2.26労働判例1109号5頁)があります。

厚生労働省「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」(平成30年3月)は、顧客や取引先からの著しい迷惑行為(いわゆるカスタマーハラスメント)にも言及し、「一般的には、顧客や取引先など外部の者から著しい迷惑行為があった場合にも、事業者は労働者の心身の健康も含めた生命、身体等の安全に配慮する必要がある」としています。

事業主にパワハラ防止措置等を義務付ける女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案は第198回国会に提出され、可決成立し令和元年6月5日に公布されています。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

いこいの村 あしがら から特得プランのご案内

1 さかわコース (1泊)

夏期間限定(7/20~8/17)
料金:1泊2食 10,800円~(税込)
特典:プール入場無料(2日間)
※夕食グレードUPプランとして(あしがらコース)
ご用意あり 詳細はお電話にてお問い合わせ下さい。

※プール営業のご案内

営業期間:7/20~8/25まで **ご宿泊者無料** 営業時間:9:00~16:00まで
料 金:日帰り大人700円 小人(4才から6年生)400円 **ご宿泊者無料**

2 研修プラン

金曜・土曜・祝前日・年末年始・夏期を除く
料金:1泊2食 7,560円~(税込)
特典:会議一日一回につきコーヒーサービス
※ご宴会プランも別途、ご相談申し受けます。

ご予約
お問合せは

いこいの村あしがら

TEL 0465-82-2381
FAX 0465-82-2384
URL <http://www.ikoi.or.jp>

各プランご利用にあたって

・ご予約の際は必ずプラン名をお伝え下さい。 ・お部屋は全室和室になっております。
・入湯税は宿泊1名様につき150円別途承ります。 ・1部屋4~5名様料金です。

センターに寄せられた労働相談事例

Q 東京オリンピックを目前に受注量が増えています。業界的な人手不足で社員を雇用することができない中、親会社からの仕事を断ることもできないため、管理職以下10名の中小企業ですが、社員一丸となり仕事をしています。ここ数か月、月100時間を超える残業が続いており、管理職を含め社員が過労で倒れないか心配でなりません。健康管理について留意すべき点を教えてください。



A 長時間労働者の健康管理については、今回の労働安全衛生法の改正（以下「改正安衛法」という。）により、事業者は、時間外・休日労働時間が1月あたり80時間を超えた労働者本人に対して、速やかに当該超えた時間に関する情報を通知しなければならず、通知した労働者から申出があった場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。また、時間外・休日労働の上限規制が適用除外される新技術・新商品等の研究開発業務（以下「研究開発業務」という。）については、時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超えた労働者に対して、労働者からの申出の有無に関わらず医師による面接指導を実施しなければなりません。

さらに、事業者は、面接指導を行った医師の意見を勘案し、必要があるときには就業場所の変更や職務内容の変更、有給休暇の付与などの措置を講じなければなりません。

ただし、研究開発業務の従事者に対する医師による面接指導については経過措置がとられています。

労働時間の把握については、労働基準法で、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者には、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務があります。「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年）」では、使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにしています。

また、このガイドラインでは、労働時間の規制が除外される管理監督者等は対象外となっていますが、改正安衛法により、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、高度プロフェッショナル制度の適用者を除き、管理監督者等を含めたすべての労働者についても、いかなる時間帯にどのぐらいの時間、労務を提供しうる状態にあったかといった労働時間の状況を把握しなければなりません。

労働時間の把握の方法については、事業者は、原則として、タイムカード、パソコン等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録、事業者（事業者から労働時間の状況を管理する権限を委譲された者を含む。）の現認等の客観的な記録により、労働者の労働日ごとの出退勤時刻や入室時刻の記録等、労働者の労働時間の状況を把握し、記録を作成の上3年間保存しなければなりません。

労働者が事業場外において行う業務に直行又は直帰する場合等、やむを得ず客観的な方法により把握し難い場合には、適正な申告を阻害しない等の適切な措置を講じた上で労働者からの自己申告制によることができます。

ただし、事業場外から社内システムにアクセスすることが可能であり、客観的な方法による労働時間の状況を把握できる場合もあるため、直行又は直帰であることのみを理由として、自己申告により労働時間の状況を把握することは認められません。

*** 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。**

かながわ労働センター（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>）

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

*** メールでの労働相談にもお応えしています。**

かながわ労働センター メール労働相談

検索

広告

こくみん共済 NEWS



全労済から
「こくみん共済 coop」へ
愛称は変わりますが
マイカー共済の自動車補償は
変わりません。
引き続き、皆さまの
快適なカーライフを
応援します。

こくみん共済 coop の マイカー共済

自動車総合補償共済

カンタン! 無料! お見積もり

車検証のコピーをご用意のうえ、所属の団体
またはこくみん共済 coop までお問い合わせください。

無事故が続けば 最大22等級・64%割引!

安全運転を続けられた優良ドライバーを応援しています。

さまざまな特約・割引でおトク! ※割引適用には条件があります。

- UP 運転者本人・配偶者限定特約 **8%割引!**
 - NEW 衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引 **9%割引!**
 - UP 新車割引(6等級・特約なし) **割引率拡大!**
- 2019年1月改定!

24時間・365日受付の マイカー共済ロードサービス!

2019年1月より
サービス拡充

- UP 自走不能な場合のレッカーけん引
または積載車による搬送距離の拡大
(30km→100km) ※現場から最寄りの指定整備工場までは無制限
- 30 minutes 現地にて実施可能な30分以内の
路上クイックサービス
●バッテリーあがり ●パンク ●キー閉じ込み など
- 10 燃料切れ時のガソリン等お届けサービス
ガソリンまたは軽油を10Lまで無料サービス
(1共済期間1回のみ)
- UP 脱輪・落輪等引き上げサービス
クレーン等の特殊作業も無料

こくみん共済(全労済) 神奈川推進本部
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop (神奈川県労働者共済生活協同組合)

こくみん共済 coopは営利を目的としない保障の生産として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生活協同組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

ここに掲載している内容は、制度の概要を説明したものです。詳細は「ご契約のしおり」などをご確認ください。

1419A004

iDeCo(イデコ)でセカンドライフの安心を。 〈中央ろうきん〉の

iDeCo

個人型確定拠出年金・愛称【イデコ】

iDeCoは公的年金に上乗せする私的年金制度の一種です。

老後のために、
いま、できる、こと。イデコ!

iDeCoは3つの税制優遇

掛金全額所得控除

運用益も
非課税で再投資

受け取る時にも
大きな控除



iDeCo普及推進キャラクター
イデコちゃん
(中央ろうきん)は、シンプルかつ低コストの商品ラインアップで
長期的な運用をサポート!

iDeCoの制度内容や運用商品ラインアップ等は 「ろうきんiDeCoスペシャルサイト」をチェック!



動画による制度の
ご案内もあります!

<https://rokin-ideco.com/chuo/>

ろうきん 育てる年金

検索



今なら、うれしい期間限定の特典付き!

特典1
〈中央ろうきん〉
iDeCo特割キャンペーン!
2020年3月末まで延長!

詳しくは、「ろうきんiDeCoスペシャルサイト」にて
ご確認ください。

特典2
iDeCoをお申込みいただいた方に
クオカード(500円分)を
プレゼント!

※2020年3月末までに正式にお申込みいただいた方
(加入者に限る)を対象とさせていただきます。

<iDeCo>のご加入に関するお問い合わせは
ろうきん i DeCo専用コールセンター

TEL: 0120-320-615

平日(月曜~金曜) 9:00~19:00
(土日祝日・振替休日、12月31日~1月3日は休業)



2019年5月1日現在

労働かながわ

令和元年7月1日発行 第720号

発行所/神奈川県産業労働局労働部雇用労政課

〒231-8588 (住所不要)

TEL 045-210-5739 (ダイヤルイン)

FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対する
ご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。

●産業労働局労働部雇用労政課への問合せフォームを
ご利用ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。